

山梨県公報

第千八百四十一号

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

目 次

救急病院等の認定(三件).....	一七七
指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定.....	一七八
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正.....	一七八
道路の路線廃止(二件).....	一七八
道路の路線認定(二件).....	一七九
道路の区域決定(二件).....	一七九
道路の区域変更.....	一八〇
道路の供用開始(五件).....	一八〇
河川区域の指定の一部改正(二件).....	一八一
廃川敷地等.....	一八二
洪水予報をする河川の指定.....	一八二
都市計画事業の事業計画の変更認可(九件).....	一八二
県代行公共下水道設置工事の完了.....	一八六
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	一八六
肥料の登録事項の変更.....	一八六
肥料の登録有効期間の更新.....	一八七
公共測量の終了.....	一八七
水防法に基づく水防警報をする河川の指定.....	一八七
その他.....	一八七
山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則.....	一八七

告 示

山梨県告示第百四十二号

山梨県公報 第千八百四十一号 平成二十年三月三十一日

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期間

平成二十年三月二十五日から平成二十三年三月二十四日まで

山梨県告示第百四十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期間

平成二十年二月二十三日から平成二十三年二月二十二日まで

山梨県告示第百四十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
	山梨県知事 横内正明

山梨市立牧丘病院

山梨市牧丘町窪平三百二番地の二

二 認定期間

平成二十年三月二十二日から平成二十三年三月二十一日まで

山梨県告示第四百十五号

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）第八條第一項の規定により、指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種を次のとおり指定する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定希少野生動物植物種

- キタダケソウ（キンポウゲ科）
- キタダケキンポウゲ（キンポウゲ科）
- キタダケトリカブト（キンポウゲ科）
- ヒイラギデンダ（オシダ科）
- ヒメデンダ（メシダ科）
- キバナノアツモリソウ（ラン科）
- カモメラン（ラン科）
- ホテイアツモリ（ラン科）
- アツモリソウ（ラン科）
- ニヨホウチドリ（ラン科）
- ホテイラン（ラン科）
- タカネビランジ（ナデシコ科）
- タカネマンテマ（ナデシコ科）
- ホウオウシヤジン（キキョウ科）
- ユキワリソウ（サクラソウ科）
- クモイコザクラ（サクラソウ科）
- ハコネコメツツジ（ツツジ科）
- ムシトリスミレ（タヌキモ科）
- ヒメマツカサスキ（カヤツリグサ科）
- ヒツジグサ（スイレン科）
- カリガネソウ（クマツヅラ科）

二 特定希少野生動物植物種

- ライチヨウ（ライチヨウ科）
- キタダケソウ（キンポウゲ科）
- キタダケキンポウゲ（キンポウゲ科）
- キタダケトリカブト（キンポウゲ科）
- ヒイラギデンダ（オシダ科）
- ヒメデンダ（メシダ科）
- キバナノアツモリソウ（ラン科）
- カモメラン（ラン科）
- ホテイアツモリ（ラン科）
- アツモリソウ（ラン科）
- ニヨホウチドリ（ラン科）
- ホテイラン（ラン科）
- タカネビランジ（ナデシコ科）
- タカネマンテマ（ナデシコ科）
- ホウオウシヤジン（キキョウ科）
- ユキワリソウ（サクラソウ科）
- クモイコザクラ（サクラソウ科）
- ハコネコメツツジ（ツツジ科）
- ムシトリスミレ（タヌキモ科）

山梨県告示第四百十六号

山梨県工業技術センター 諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 の表その他の機械器具又は設備の項を削る。
- 2 の表素材、機械、電子及び化学の部中精密測定試験の項、電気測定の項及び化学試験の項を削る。

山梨県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

整理番号 138	路線名 杣口塩山線	終起 山梨市牧丘町杣口 甲州市塩山上於曾	点 点	重要な経過地
-------------	--------------	----------------------------	--------	--------

山梨県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

整理番号 203	路線名 一宮山梨線	終起 笛吹市一宮町坪井 山梨市落合	点 点	重要な経過地
-------------	--------------	-------------------------	--------	--------

山梨県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定により、次のとおり道路の路線を認定する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

整理番号	路線名	終起	点 点	重要な経過地
------	-----	----	--------	--------

整理番号 214	路線名 柳平塩山線	終起 山梨市牧丘町柳平 甲州市塩山上於曾	点 点	重要な経過地
-------------	--------------	----------------------------	--------	--------

山梨県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定により、次のとおり道路の路線を認定する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

整理番号 215	路線名 一宮山梨線	終起 笛吹市一宮町坪井 山梨市上岩下	点 点	重要な経過地
-------------	--------------	--------------------------	--------	--------

山梨県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
笛吹市一宮町坪井字大原一九九〇番 の一地先から	六・五 三四・七	五〇七〇・五	

山梨市上岩下字小金田三〇六番地先まで			
笛吹市石和町川中島字宮ノ東二一〇番の四三地先から	六・五丁 一一一・〇	一一一〇・〇	
笛吹市石和町川中島字宮ノ東一六〇七番の一六一地先まで			

山梨県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳平塩山線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山梨市牧丘町柳平五九番の一地主から 甲州市塩山上於首字宮村一〇五四番 の一地主まで	四・二丁 四八・四	一九四三七・七	

山梨県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道

- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧	
山梨市万力字寺ノ前七五〇番の一地主から 笛吹市春日居町鎮目字関東林二二九四番の 一地主まで	二〇・三丁 一〇六・五	四〇・〇〇 一三三三・〇	三三〇九・四 三三〇九・四

山梨県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四一号	北杜市高根町清里字念場原三五 四五番の二八九三地主から 北杜市高根町清里字念場原三五 四五番の一三九二地主まで	二七一・〇	平成二十年 三月三十一 日

山梨県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 崎線	北杜市長坂町富岡字富岡六九番 の三地先から 北杜市長坂町富岡字富岡六九番 の一地先まで	二〇六・〇	平成二十年 三月三十一 日

山梨県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	一宮山梨線	笛吹市一宮町坪井字大原一九九〇番の一地先から 山梨市上岩下字小金田三〇六番地先まで	五〇七・〇	平成二十年 四月一日
		笛吹市石和町川中島字宮ノ東一〇番の四三地先から 笛吹市石和町川中島字宮ノ東一六〇七番の一六一地先まで	二二〇・〇	

山梨県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町柳平五九番の一地先から 甲州市塩山上於曾字宮村一〇五四番の一地先まで	一九四三七・七	平成二十年 四月一日

山梨県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	上野原市野田尻字東原六五番の二地先から 上野原市大柵字富士塚四五二番の四地先まで	一一三〇・〇	平成二十年 三月三十一 日

山梨県告示第百五十九号

一級河川後藤沢川に係る河川区域の指定（平成十年山梨県告示第四百号）の一部を次のように改正する。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

第一号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所

に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十号

一級河川鼓川に係る河川区域の指定(昭和五十二年山梨県告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

「第一号図から第五号図まで」を「第一号図から第二十号図まで」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 大森川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年三月三十一日
- 三 廃川敷地等の位置 中央市大鳥居字長鞍四千五百九十九番四一、四千五百九十九番四二及び四千五百九十九番四四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二百四十八・八五平方メートル

山梨県告示第百六十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

水系名	河川名	指 定 区 間
富士川	荒川	(左岸) 甲府市飯田二丁目四十六番地先から 笛吹川合流点まで (右岸) 甲府市下飯田二丁目四百七十六番の一地先から 笛吹川合流点まで

山梨県告示第百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 施行者の名称 南アルプス市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡西都市計画下水道事業南アルプス市公共下水道事業施行期間
- 三 昭和六十二年二月十六日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
 - 平成十四年山梨県告示第五百十二号、平成十五年山梨県告示第百六号、平成十五年山梨県告示第八十九号、平成十五年山梨県告示第百四十三号及び平成十五年山梨県告示第百七号の事業地に南アルプス市大字小笠原字往還東及び字雨久保、同市大字下宮地字御崎、同市大字十五所字西原、同市大字西南湖字小原及び字番屋、同市大字野牛島字西ノ久保、同市大字六科字南河原及び字宮東並びに同市大字山寺字下屋敷の全部を加え、同市大字飯野字三宮神及び字村西、同市大字和泉字時田、字出道及び字屋舗、同市大字今諏訪字北原、字御勅使先、字中河原、字古岡及び字森西、同市大字江原字起田、同市大字小笠原字立畑、同市大字落合字西畑、字吉野、字北河原、字道林、字六ツ長及び字天神、同市大字加賀美字堤下、字中河原、字角畑、字流間、字埜原、字清水、字深田及び字田島北、同市大字鏡中条字蔵入及び字柳原、同市大字在家塚字北河原、同市大字沢登字赤面、同市大字下市之瀬字川東、同市大字下高砂字水神及び字大柳、同市大字十五所字立石及び字村前西、同市大字田島字大小川、字北河原、字油田、字中川田、字天神河原、字居村、字桜井及び字古屋敷、同市大字百々字上引草及び字下引草、同市大字十日市場字北林、同市大字徳永字下河原、同市大字西南湖字内乗、字折戸、字天神、字上河原、字沖田、字時田及び字西河原、同市大字西野字西原、字宮西、字夏目原、字五味、字南原、字前原、字西久根、字東原及び字池尻、同市大字野牛島字小泉、字観現上、字石橋、字宮ノ前及び字大塚、同市大字六科字高塚、字門脇、字宮西、字村北及び字柳西、同市大字桃園字雨ヶ久保及び字北畑並びに同市大字吉田字大草、字中畑及び字小管の各一部を加え、同市大字飯野字村東、同市大字下宮地字三輪西、同市大字野牛島字居村及び

字新兄家敷並びに同市大字山寺字寺前、字宝伝及び字上河原を全部に変更し、同市大字鮎沢字久保田、字北桜井及び字南桜井、同市大字有野字北新田、同市大字飯野字村中、字宮東、字七社及び字街道端、同市大字和泉字滝西、同市大字荻沢字榎田、同市大字今諏訪字後畑、字堀上及び字秋宮、同市大字上八田字小六科及び字二ツ塚、同市大字小笠原字川向、同市大字落合字神明、同市大字鏡中条字中ノ切、字村東、字将監、字下ノ切及び字反田、同市大字上高砂字二番下及び字村中、同市大字在家塚字柳原、字御堂、字神ノ木、字横堀及び字仲畑、同市大字百々字荊原及び字宮内、同市大字十日市場字向、同市大字戸田字沖田、同市大字古市場字東小沢、同市大字野牛島字立石、字田尻、字舞台、字西林、字神戸、字儘下及び字下ノ川、同市大字山寺字山際、字下南田及び字入田並びに同市大字桃園字宮原、字寺畑及び八反畑の各一部を変更する。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
山梨県知事 横 内 正 明
斐崎市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 三 事業施行期間

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成十一年山梨県告示第百五十八号及び平成十五年山梨県告示第百三十号の事業地に斐崎市旭町上条中割字穴田、字洪田及び梅木田、斐崎市旭町上条南割字大御勅使、字小森、字檉山、字起ツ、字外御勅使、字吉原、字東川、字山寺及び字河原石、斐崎市大草町上条東割字大石、字明神前、字芝原、字丸山東、字羽根前、字堤久保及び字築地、斐崎市大草町下条西割字川崎、字前田、字大畑、字窪田、字小原、字前新田、字下山神、字向原、字蔵屋敷、字下条、字添田及び字前川原並びに斐崎

市大草町下条中割字下丸林、字河原田、字宿新居、字清水、字前田、字下村及び字新田の各一部を加え、斐崎市藤井町駒井字西御門及び天神前、斐崎市大字上祖母石字高砂、斐崎市大字下祖母石字勝岡、字古数坂下及び字前屋根、斐崎市大字一ツ谷字海老島、字丸山及び字西岩下、斐崎市本町四丁目、斐崎市栄一丁目、斐崎市栄二丁目並びに斐崎市龍岡町下条南割字御座田の各一部を削除し、斐崎市藤井町駒井字宮の前、斐崎市龍岡町上ノ山字馬口、字北堀及び字外輪原、斐崎市大草町若尾字本滝、字高芝原、字竹の下及び字大坪、斐崎市大草町上条東割字堤久保、斐崎市大草町下条西割字向原、斐崎市大草町下条中割字宮前道及び字丸林、斐崎市龍岡町若尾新田字海老島、斐崎市龍岡町下条南割字西原、字北原、字石宮及び字遠座田、斐崎市龍岡町下条東割字門開、字長塚道下及び字長塚道上、斐崎市旭町上条北割字夏目原並びに斐崎市大字上祖母石字高砂において事業地を変更する。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
山梨県知事 横 内 正 明
鵜沢町

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 三 事業施行期間

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第百七十九号、平成十五年山梨県告示第百四十三号の事業地のうち、南巨摩郡鵜沢町大字鵜沢字上ノ山を削る。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
昭和町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

- 三 事業施行期間

昭和六十二年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第百七十八号の事業地に中巨摩郡昭和町大字築地新田字新居巻並びに昭和町大字飯喰字出間西、字西丹保、字屋敷添、字村前、字下新田、字金屋敷及び字堀尻の各全部、昭和町大字築地新居字大島、昭和町大字飯喰字道下、字水上、字中河原及び字神明並びに昭和町大字河東中島字山伏の各一部を加え、昭和町大字西条字姥川を削り、昭和町大字築地新居字大神、昭和町大字上河東字田之神田並びに昭和町大字河西字村内、字鶴住及び字亀住において事業地を各一部から各全部に、昭和町大字西条新田字北河原及び字村前、昭和町大字西条字北河原、字中河原、字馬籠、字岡畑、字金山、字清水、字村前及び字立石並びに昭和町大字押越字下川瀬において事業地を各全部から各一部に変更し、昭和町大字飯喰字村西、昭和町大字河西字村西、昭和町大字西条新田字村北、昭和町大字押越字鎌田川端及び字大窪並びに昭和町大字紙漕阿原字上河原地内において事業地を変更する。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
増穂町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
増穂都市計画下水道事業増穂町公共下水道

- 三 事業施行期間

昭和六十二年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成十年山梨県告示第百七十八号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十八年山梨県告示第六十六号及び平成十八年山梨県告示第五百九十六号の事業地に、南巨摩郡増穂町大字天神中条字北河原の各一部を加え、増穂町大字小林字回り木及び字往還東並びに増穂町大字天神中条字天神廻、字神田及び字前田において事業地を変更する。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
中央市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画下水道事業中央市公共下水道

- 三 事業施行期間

昭和六十二年二月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第五百七号及び平成十七年山梨県告示第五百二十一号の事業地に、中央市中榎字沢越、字極楽坊、字宮ノ前及びび町田、中央市布施字宮前及び字小井川、中央市白井阿原字川向、字葎原、字葎原下、字古堤敷、字上阿原及び字中阿原並びに中央市西花輪字阿原前、字村北、字古宮及び字村東の各一部を加え、

中央市成島字町東及び字町西、中央市下河東字中窪、字細町、字天神木、字平田宮及び八反田、中央市一町畑字芝原、字姥神及び字形見、中央市布施字小河原、字清水前、字小井川及び宿西並びに中央市山之神字居村の各一部を削る。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
市川三郷町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
市川大門都市計画下水道事業市川三郷町公共下水道

- 三 事業施行期間
平成四年二月十七日から平成二十七年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第百九十六号及び平成十五年山梨県告示第六十四号の事業地に、西八代都市川三郷町大塚字前田、字伊勢塚、字幅、字堀込、字桜塚、字後田、字供養塚、字水呑場、字道林及び字下河原、市川三郷町上野字上野、字一城林、字峠沢、字矢作、字籠鼻及び字川浦、市川三郷町市川大門字御屋敷、字平塩、字西平塩、字上原、字羽場、字宮東及び字野中、市川三郷町印沢字片山、市川三郷町高田字大正及び字柵田、市川三郷町下大鳥居字道場、字湯ノ岡、字波柳、字天神林、字前畑、字平林、字下河原、字池尻、字中河原及び字嶋田並びに市川三郷町黒沢字池尻、字久保沼、字上沼、字平林、字大久保、字町尻、字前田、字西田、字下居村、字上居村、字北後林、字南後林、字前山、字宮田、字宮ノ尾及び字石津山の各一部を加える。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称
甲斐市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和六十二年二月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

平成十八年山梨県告示第百七十三号及び平成十八年山梨県告示第百七十四号の事業地に甲斐市天狗沢字笹原の全部と甲斐市竜王新町字八幡及び字氏新西、甲斐市名取字新堰端、甲斐市富竹新田字東耕地、字久保田及び字正明、甲斐市篠原字新居東、字梅の木、甲斐市西八幡字東冷間、甲斐市島上条字大塚、字蛇石、字大石田及び字神明前、甲斐市境字仲田及び字西川並びに甲斐市天狗沢字蟹河原の各一部を加え、甲斐市竜王新町字天神前及び字氏神前、甲斐市竜王字東裏、字十蔵達、字判家塚及び字村東、富田新田字伊勢河原、字西耕地、字上北裏、字郷河原、字十二名及び字万才、甲斐市名取字上河原、甲斐市篠原字柳河原、字榎篠、字元山富司、字富の西、字高儘及び字発足新居、甲斐市玉川字立野及び字中央地内、甲斐市中下条字金ノ宮及び字一里塚並びに甲斐市島上条字村続、字山宮地、字塚田及び大庭において事業地を変更する。

- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 施行者の名称

甲斐市

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

平成元年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

事業地

1 収用の部分

平成十五年山梨県告示第二四一号の事業地に甲斐市岩森字向河原及び字間々下の一部を加え、甲斐市宇津谷字駒沢裏、字古森、字駒沢、字神田、字南原、字天神反、字唐松、字滝沢、字八ツ倉、字中谷戸及び字久保川、甲斐市岩森字山の神、字坊沢東、字砂間、字大坪及び字柿の木、甲斐市大袋字日向及び字松葉、甲斐市竜地字池久保、字着物沢、字地蔵原、字北川、字一ツ塚及び御座石、甲斐市下今井字桐物沢、字北裏、字上の山、字登之越、字又右衛門川、字冷泥、字立打、字清水端、字上の段、字大無垢理、字立間及び字南原において事業地を変更する。

2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第七十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置した公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の完了の日を次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 公共下水道の名称
北杜市特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
北杜市武川町三吹地区、山高地地区及び柳沢地区
- 三 工事の内容
公共下水道の幹線管渠の設置
- 四 工事の完了の日
平成二十年三月三十一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 I. S. SCHOOL
 - 2 代表者の氏名 佐藤トメ子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、整体療法に関心のある人々及び整体技術の取得を目指している全ての人々に対して、整体技術の普及、啓発、教育に関する事業を行い、整体療法の効果を多くの人々に体験してもらい、またスペシャリストとして活躍できる人材を育成することにより、人々の健康増進及び雇用の創出に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年三月十九日から同年五月十八日まで

● 肥料の登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十三条第一項の規定により、次の肥料登録の事項を変更したので、同法第十六条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者氏名又は名称及び住所	変更年月日	代表者の氏名	
					変更後	変更前
山梨県第一二二号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 S A	サントリー株式会社 白州蒸溜所 工場 長 前村 久 山梨県北杜市白州町鳥原二	平成十九年三月二十九日	工場長 前村 久	工場長 木村俊一
山梨県第一四号	乾燥菌体肥料 S B	乾燥菌体肥料 S B	同上	同上	同上	同上

● 肥料の登録有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録有効期間の更新をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
山梨県第一二二号	副産石灰肥料	うずら石灰肥料	アルカリ分三五・〇％	公定規格のとおあり	株式会社 山和食品 代表取締役 小林 利雄 山梨県甲府市西下条町一六七三三二	平成二十年八月十二日
山梨県第一四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 S B	窒素全量四・〇％ りん酸全量一・〇％	公定規格のとおあり	サントリー株式会社 白州蒸溜所 工場長 前村 久 山梨県北杜市白州町鳥原二九一三一	平成二十年三月七日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十年三月二十一日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業期間 平成十九年十月一日から平成二十年三月二十一日まで

三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

水系名	河川名	指定区間
富士川	荒川	（左岸）甲府市山宮町四百八十三番地先金石橋から （右岸）甲斐市牛匂八十八番の一地先金石橋から 笛吹川合流点まで

その他の

山梨県収用委員会規則第一号

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日 山梨県収用委員会

会長 古井 明 男

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山梨県収用委員会運営規則（平成十二年山梨県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中、「土木部土木総務課」を、「県土整備部県土整備総務課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番